

**よくある質問とその回答**

**Q1** ビルの基礎部分を解体した際に生じたコンクリート廃材について、現場内で破碎し粒度を調整した後、新設する駐車場の路盤材として再生利用したいと考えている。必要な手続きはあるか。

**A1** 解体工事から生ずるコンクリート廃材は、通常、産業廃棄物のがれき類に該当し、その利用形態によっては廃棄物の不法投棄とみなされる可能性があるため、本要綱に規定する手続きに沿って、計画書等を提出するようお願いします。

**Q2** 再生利用計画書等の提出部数は何部必要か。

**A2** 1部です。ただし、受付印を押した計画書等の控えが必要な場合には、さらに1部必要となります。

**Q3** 再生利用計画書（第1号様式）について、「再生利用工事に着手する7日前までに提出しなければならない」と要綱上規定されているが、再生利用工事とは、自ら利用を含む工事全体のことか、それとも工事全体のうち当該自ら利用に係る工事部分のことか、どちらか。

**A3** 自ら利用に係る工事部分になります。つまり、工事全体の一部の工程として自ら利用を行う場合、その工程に着手する7日前までに提出することになります。

**Q4** 再生利用計画書等を提出する際の提出者欄は、会社の代表者となっているが、支店長等でもよいのか。

**A4** 統括的に管理している支店等の代表者等であれば、支店長等でも構いません。

**Q5** 自ら利用に係る確認書では乙にあたる排出工事発注者、再生利用工事発注者、再生利用工事土地所有者が同一の場合、どのように記載するのか。

**A5** 乙の欄に「乙（排出工事発注者、再生利用工事発注者、再生利用工事土地所有者）」と表記するなど、乙の立場が分かるよう1箇所にまとめて記載しても構いません。

**Q6** 再生利用計画書を提出したが、工事計画が変更となった場合、必要な手続きはあるか。

**A6** 再生利用計画に係る内容（具体的には、排出事業者、排出工事、再生利用工事、中間処理）が変更となる場合、再度、再生利用計画書の提出が必要となる場合があります。詳しくは担当までご連絡ください。

**Q7 排出工事と再生利用工事で元請業者が異なる場合、自ら利用に係る廃棄物を工事発注者の自己の廃棄物として自ら利用を行うことは可能か。**

**A7** 可能です。ただし、工事請負契約書や工事仕様書等の中で、工事発注者の廃棄物として自ら利用を行う旨を明記するようにしてください。また、この場合の排出事業者は工事発注者となるため排出事業者責任を有することになります。

**Q8 建設汚泥はなぜ排出工事現場での再生利用しか認められないのか。**

**A8** 建設汚泥の性状は排出事業者が一定の頻度で確認していますが、万一、確認した以外の場所に汚染等あった場合、再生利用工事現場へ汚染を拡大することにもなりかねないため、再生利用は排出工事現場内に限定しています。

**Q9 横浜市内で発生したコンクリートガラを横浜市外で自ら利用を行うことは可能か。**

また、横浜市外で発生し、横浜市内で自ら利用することは可能か。

**A9** 本要綱では、横浜市内で発生し、横浜市内で自ら利用する場合を対象としています。

ただし、再生利用工事現場を所管する自治体で、自ら利用に関する制度、基準等あるかどうか確認し、自ら利用できる場合、本市へご相談ください。また、横浜市外で発生したもの市内で自ら利用する場合も排出工事現場を所管する自治体で、上記と同様に確認の上、自ら利用できる場合、本市へご相談ください。

**Q10 建設汚泥処理物の品質のうち、物理的性状の確認方法はどのような方法があるか。**

**A10** 土の強度を示す指標であるコーン指数を確認する方法があり、その試験方法は JIS A 1228 に準拠し、試験頻度は通常  $200\text{m}^3$ ごとに1回確認します。

例えば、建設汚泥処理物のコーン指数が  $200\text{kN}/\text{m}^2$ 以上の場合、第4種処理土相当であるため埋立用材として再生利用ができます。

**Q11 建設汚泥処理物の品質のうち、化学的性状の確認方法はどのような方法があるか。**

**A11** 環境基本法第9条の規定に基づく土壤の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）並びに土壤汚染対策法施行規則第31条に規定する特定有害物質の溶出量及び含有量基準について、適合していることを確認します。

**Q12 コンクリート廃材を移動式の破碎機を使用して破碎し、コンクリート再生材にする予定であるが、施設の設置許可の対象となるか。**

**A12** 設置許可の対象となりません。

（根拠法令平成12年11月29日政令493号（経過措置）第2条第1項）

当分の間、移動式がれき類等破碎施設は、廃棄物処理法第15条第1項（産業廃棄物処理施設）の許可を受けることを要しない。

**Q13 法第12条第2項に規定する産業廃棄物保管基準とはどのようなものか。**

A13 周囲に囲いを設けること、見やすい箇所に掲示板が設けられていること、産業廃棄物が飛散し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように措置を講ずることなど、詳細については廃棄物処理法施行規則第8条に規定しています。

**Q14 中間処理した後のコンクリート再生材、建設汚泥処理物についても産業廃棄物保管基準が適用されるのはなぜか。**

A14 本要綱では、産業廃棄物を中間処理し、その処理した後の物を自ら利用を行う時点で有価物として扱うため、それまでの間はコンクリート再生材、建設汚泥処理物についても産業廃棄物保管基準を適用します。

**Q15 排出工事現場においてコンクリート廃材を中間処理しコンクリート再生材とした後、再生利用工事現場へ運搬するとき産業廃棄物管理票（マニフェスト）は必要か。**

A15 排出事業者自らが運搬する場合は、不要ですが、排出事業者以外の者が運搬する場合は、他人の廃棄物を運搬することになるため必要となります。

本要綱では、産業廃棄物を中間処理し、その処理した後の物を自ら利用を行う時点で有価物として扱うため、それまでの間はコンクリート再生材、建設汚泥処理物についても産業廃棄物として扱います。

**Q16 計画書等を提出しなかった場合、罰則はあるのか。**

A16 罰則はありません。

なお、「自ら利用」と称し、廃棄物処理法に違反している現場を確認した場合は、法に基づき厳正に対応します。

担当 資源循環局事業系対策部  
事業系廃棄物対策課管理係  
TEL 045-671-3446